

## 令和3年7月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午後1時30分  
 2. 開催場所 勝山市役所 第2・3会議室  
 3. 出席委員 農業委員11名 農地利用最適化推進委員9名

会長	1番	松村 勘兵衛			
会長職務代理	2番	中村 栄治			
農業委員	3番	牧野 元恵	8番	田中 政男	
	4番	酒井 清泰	9番	山内 百合子	
	5番	笠松 邦造	10番	山口 拓雄	
	6番	北山 謙治	11番	前田 壽夫	
	7番	須見 則雄			
農地利用最適化 推進委員	1番	境井 義樹	6番	松井 喜治	
			7番	辻 総八郎	
	3番	松川 隆	8番	牧野 雅夫	
	4番	吉田 新一	9番	鳥山 豊一	
	5番	高野 忍	10番	松山 隆重	

4. 欠席委員 農業委員1名 農地利用最適化推進委員1名

5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第22号	空き家に付属した農地の別段面積の設定について	可決
議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について	可決
議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見について	可決
議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請意見について	可決
議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第27号	農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について(農地中間管理事業による賃借権の設定)	可決
議案第28号	現況証明願いについて	可決

(報告事項)・農地法第3条の3第1項の規定による届出について

・農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 農業委員会事務局 事務局長 山本 典男 係長 多田 喜代彦  
 係長 川村 聖市 書記 土井 仁美

## 7.会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年7月定例農業委員会を開催いたします。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長 事務局長	(会長あいさつ) ありがとうございました。それでは、会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
議長(松村会長) 事務局	これより本日の会議に入ります。事務局から7月分の経過報告を申し上げます。 (報告)
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、本日の議事録署名委員を 9番 山内 百合子 委員、10番 山口 拓雄 委員の両名にお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第22号 空き家に付属した農地の別段面積の設定についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。議案第22号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長(松村会長)	それでは、議案第22号は、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	(説明)
議長(松村会長)	このことについて、現地確認をいただいた委員から報告を願います。 ①について笠松委員より報告をお願いいたします。
笠松委員	7月19日に現地確認を行いました。調査書にもありました通り、条件はすべてクリアしております。近くに実父もおりますし、管理についても問題ないかと思います。
議長(松村会長)	続いて②について山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	調書のとおり問題ないかと思います。
議長(松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。
中村職務代理	調査書についてですが、議案23号2番について、現地確認者の記載がありませんが、何か意味があるのですか。
事務局	申し訳ございません。こちらの不備でございます。現地確認には議案23号1番の方と同じ方が確認をしてくださっています。記載が漏れてしまい、大変失礼いたしました。
委員	現地確認の時間も9時からですが、午後1時半と記載されていますね。

事務局	9時の記載誤りでございます。申し訳ありませんでした。
議長（松村会長）	その他ありませんか。 ないようですので、これより採決いたします。 議案第23号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第23号については、原案どおり承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 山内委員より報告をお願いいたします。
山内委員	7月19日に現地確認に行きました。現在、土場置き場・砂利置き場として使用されており、延長も3年までできると聞いていますので、まだ2年目になりますので許可できると思います。よろしく願います。
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	今回の件とは違うのですが、資料の6ページを見ると、77、78、79番のところですが、農地になっていますか。プラントの部分はプラントになってから何十年と経ちますが、土地がどうなっているかを教えて頂きたい。
事務局	今、その部分について調べにいきますので、後ほど回答します。
委員	砂利が山積みになっているのですか。
委員	クラッシャーなどの機械があり、砂利や砂も山積みになっています。ここは今回の申請者がずっと使用しています。
委員	転用の許可がでているかということですね。土地が現在も農地かどうか。
委員	そうです。
委員	ここは十何年前から、リサイクル工場として稼働していますよ。
事務局	5ページをご覧ください。ご指摘の場所は今回の申請地の上の部分の土地です。この土地について登記や現況がどうなっているのか、というご質問でしたが、今、調べに行っていますので、調べ次第お伝えいたします。
委員	現在、プラントが稼働してる部分ですね。上に事務所もありますよね。
委員	事務所はもうすこし上ですけど、ありますね。
委員	航空地図の白く見える部分は何でしょうか。
委員	見えている部分はコンクリを細かくしたものやアスファルトですね。
議長（松村会長）	ここが農地かどうか、転用許可を得ているのかどうかは、今回の申請者が同じな訳ですから、この議案の議決に関連してくると思います。転用許可がされていれば、なにも問題はありますが。ですので、この議案は事務局の報告の後に採決をいたします。先に次の議案に行きたいと思いますが何かご意見はありますか。 ないようですので、日程第4 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。 事務局より説明願います。

事務局	(説明)
議長 (松村会長)	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①については山内委員より報告をお願いいたします。
山内委員	譲渡人の息子さんが家を立てるという申請ですが、条件は満たしておりますし、なんら問題はないと思います。よろしくをお願いいたします。
議長 (松村会長)	では、続いて②については山口委員より報告をお願いいたします。
山口委員	この法人は、酒米も耕作するようになったため、ハナエチゼンとコシヒカリの苗のパレットを置くと、トラクターなどを農舎から出さないといけなくなってしまったので、増築することとなりました。どうかよろしくをお願いいたします。
議長 (松村会長)	では続いて③については笠松委員より報告をお願いいたします。
笠松委員	本件については、第3種農地ということで、全く問題ないかと思えます。以上です。
議長 (松村会長)	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより採決いたします。 議案第25号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長 (松村会長)	それでは、議案第25号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 では先ほどの、保留議案についてに戻ります。議案第24号について、事務局より説明願います。
事務局	調べてきましたところ、5条申請が出ていました。コンクリート廃棄・再生プラント等として5条の許可が下りております。ただ、登記の方はまだ田のままであり、現況は雑種地となっています。5条申請で許可が下りていますが、登記は変更されていない、というのが現状でございます。以上となります。
委員	いつ許可がおりているのですか。
事務局	5条の許可日は、時間的に調べることができませんでしたので、かなり前に許可がされている案件であると思われます。5条申請の許可がされてはおりますので、許可後、プラントの建設をしたのであろうと思います。しかし、登記はまだというところで、本来であれば、建設後に登記の地目変更も行わなければいけませんので、業者に対し、指導は行いたいと思います。
委員	この業者ですが、福井市寄りの事務所のところまでずっとありますが、農地になっていないのでしょうか。その辺りも、プラントを始めたときに許可されているのでしょうか。今回の件と一緒に、調べてもらえませんか。
事務局	分かりました。今おっしゃられていた部分についても転用許可がでていのかどうか、お調べさせていただいて、許可がでていながら、地目変更登記をしていないものについては、なぜ変更をしなかったのかの理由を聴取するとともに地目変更登記をするように指導させていただきたいと思えます。
委員	ちょっといいですか。今の件は現状は何で使っているのですか。一時転用の許可がでていっているのですか。
事務局	砂利置き場としての一時転用ではなく、永久的に農地から外すという5条申請許可となります。現状はプラントとして使用されています。
委員	いつ許可がでていますか。

事務局	すみません、それが今お調べすることができなかつたので、再度調べさせて頂きます。農地台帳より5条申請の許可がおりていることは確認いたしまして、現在、台帳上、農地からは外しています。本来ならば、地目変更登記の申請まで行わなければいけません、今回はそれをしていなかつた、ということでございますので、変更をするように指導を行いたいと思います。
委員	税金は何でかかっているのですか。
事務局	雑種地でございます。
委員	登記も雑種地ですか。
事務局	登記については田でございます。現況は雑種地で、登記は田となっております。
委員	今話ししているところは他業者が前、合材のプラントをしていたところになります。現在は廃止になっておりますが、許可を得たときが、今の業者とは限らないと思われるので、その辺りも調べて頂かないと思います。
事務局	分かりました。ではあの辺り一体的に調べさせて頂きまして、時系列的に次回報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議長（松村会長）	では、本意ではありませんが、この件については次回事務局から報告していただきまして、もし指導すべき点があれば、強く指導をしていただきしたいと思います。それでは、これより採決いたします。議案第24号は原案どおり「許可相当との意見を付して」承認することに異議ございませんか。
委員	異議無し
議長（松村会長）	それでは、議案第24号は、原案どおり、「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。続きまして、日程第5 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（中間管理事業による賃貸借権の設定）および、日程第6 議案第18号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取についてを議題とします。これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。
事務局	（説明）
議長（松村会長）	それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
委員	ここでする質問ではないかもしれませんが、中間管理機構を通して集積を行うときに、10年以上契約を行うと、集積協力金が出たと思いますが、5年の場合はどうなんでしょうか。
事務局	協力金については6年以上の契約の場合に対象となります。よって今回の5年は対象外となります。
議長（松村会長）	その他ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第26号は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第26号については、承認することに決しました。続きまして、議案第27号について採決いたします。議案第27号は、「適当である」旨の意見を付することに異議ございませんか。
委員	異議なし
議長（松村会長）	それでは、議案第27号については「適当である」旨の意見を付することに決しました。続きまして、日程第7 議案第28号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 議長（松村会長）	（説明） このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。 ①②について山内委員より報告をお願いいたします。
山内委員	①については、建物を取り壊した後、更地になっております。畑になる感じではありませんので、現況証明についてお願いいたします。 ②については、現在建物も建っておりますし、畑ではありませんので、よろしくをお願いいたします。
議長（松村会長）	報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。 ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので、これより、採決いたします。 議案第28号は、原案どおり承認することに異議はございませんか。
委員 議長（松村会長）	異議なし それでは、議案第28号については、原案どおり承認することに決しました。 次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局 議長（松村会長）	（報告） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。
事務局 議長（松村会長）	（報告） このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 その他に入ります。農地パトロールについて事務局より願います。
事務局 議長（松村会長）	（報告） このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 農業者年金について、事務局より願います。
事務局 議長（松村会長）	（報告） このことについてご意見、ご質問はありませんか。 ないようですので次に、 活動報告書について事務局より願います。
事務局 議長（松村会長）	（報告） このことについてご意見、ご質問はありませんか。 最後に、8月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。
事務局 議長（松村会長）	今回は、8月24日（火）午後1時30分から、開催予定としております。
中村職務代理	7月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が申し上げます。 閉会のことば